

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

- 訓 令 ○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令 高校教育課 1頁
○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 教職員課 2頁
公 告 ○ 三重県教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選出について 教育総務課 3頁

訓 令

教委訓第11号

各県立学校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成27年10月27日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第2項を次のように改める。

2	学校教育に関すること	1 年間行事計画の決定	○			※
		2 教育研究推進校等の申請	○			※
		3 入学、卒業、転学、退学、休学等の承認	○			
		4 入学者選抜に関する事項	○			別に定める場合を除く。
		5 入学願書の受付整理			○	
		6 通学・在籍・卒業・成績証明書の発行			○	
		7 指導要録の作成に関する事項	○			
		8 学校給食事務に関する事項			○	

附 則

この訓令は、平成27年10月27日から施行する。

○三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する教委訓案新旧対照表

改 正 案				現 行			
三重県立学校事務局事務決裁規程 平成15年5月27日 教委訓第1号 第1条～第5条（略） 別表				三重県立学校事務局事務決裁規程 平成15年5月27日 教委訓第1号 第1条～第5条（略） 別表			
区 分	事務の 種類	事 項	決裁区分		備考 (※印 は准校 長を置 く学校 で准校 長が専 決する もの)		備考 (※印 は准校 長を置 く学校 で准校 長が専 決する もの)
			校 長	専 決 者	校 長	准 教 頭	
1	(略)						
2 学校教 育に關 すること	1 年間行事計 画の決定	○			※		
	2 教育研究推 進校等の申請	○			※		
	3 入学、卒業、 転学、退学、 休学等の承認	○					
	4 入学者選抜 に関する事項	○			別に定 める場 合を除 く。		
	5 入学者願書 の受付整理			○			
	6 通学・在籍・ 卒業・成績証 明書の発行			○			
	7 指導要録の 作成に関する 事項	○					
	8 学校給食事 務に関する事 項			○			
3 ～ 16 (略)							

教委訓第12号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成27年10月27日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項（4）教職員課の第9項を次のように改める。

9	公立学校教職員の服務に関する事務	1 地方公務員法第55条の2の規定による在籍専従の許可	<input type="radio"/>								
		2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第17条第1号の規定による福利厚生等休暇の承認		<input type="radio"/>							
		3 地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事の許可（県立学校教職員に係るものに限る。）									
		(1) 次号以外のもの	<input type="radio"/>								
		(2) 一般教職員に係るもの		<input type="radio"/>							
		4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定による兼職又は兼業の承認									
		(1) 校長に係るもの	<input type="radio"/>								
		(2) 校長以外の教職員に係るもの（県立学校教職員に係るものうち、PTA等が主催し週休日等に実施する講習の事務及び進学・就職対策のための試験の監督業務に従事する場合を除く。）		<input type="radio"/>							
		5 履歴事項等の証明									
		県立学校教職員に係るもの			<input type="radio"/>						

附 則

この訓令は、平成27年11月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会委員長の任期満了に伴う選挙の結果、次のとおり委員長及び委員長職務代理者が選出されました。

平成27年10月19日

三重県教育委員会

三重県教育委員会委員長 前田光久

同 委員長職務代理者 森脇健夫

（任期：平成27年10月26日から平成28年10月25日まで）

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社